

今回は2点、「共同親権・共同養育（子どもの連れ去りと虚偽DV）について」「児童相談所といくしあと教育委員会の連携について」質問致しますが、どちらの質問も被害を受けておられる方々より、議会で公けにしたいとご要望を受け、今回取り上げます。

まず、「共同親権・共同養育（子どもの連れ去りと虚偽DV）について」

私は約1年半前から、「共同親権・共同養育」の周知活動をされている、市民団体「桜の会」の当事者の方々と、街頭活動のお手伝いをしています。

実子誘拐、親子断絶を経験している当事者で構成されています。

日本の親権制度は、婚姻中は共同親権であり、離婚後は単独親権になります。

EU27カ国、世界では共同親権であることや虚偽DV等、これらの問題は国内では広く知られておりません。

資料①をご覧ください。

この市民団体の代表である、

平山雄一郎さんは、フランス大使館に呼ばれて、日本人当事者として要望書を提出し、決議案を採択してほしいと日本の子どもの連れ去りを禁止する決議案が2020年6月に、フランスで全会一致で可決されています。

またEU本会議にも決議案を提出し、7月に可決されています。

子どもの人権問題として、EU27カ国が子どもの連れ去り禁止の決議案に採択しました。

私は北朝鮮に拉致された方々を救出するための署名活動にも参加していますが、逆に親権問題では残念なことに「日本は子どもの拉致国家」とフランス政府から非難されています。

海外では離婚するときには、多くの国は協議離婚ではなく、裁判所が関与しています。

離婚後、監護権を両親共に持つため、子どもたちと年間100日面会できる100日ルールや子どもが通う学校の半径何メートル以内に住まいを構える等、子ども中心の生活ができる環境があります。

フランス、ドイツ、イタリア、イギリス人との国際結婚の場合は、親1人のどちらかが子どもを連れて出国する際に、一方の親に確認を取り、サインが求められます。

日本は単独親権のため、ほとんどの海外から子どもを連れて日本に逃げてきた場合、日本で裁判になっても逮捕されることはありませんし、日本はアメリカと犯罪協定を結んでいます、FBIから国際指名手配されている、日本人妻も多くいるものの、犯罪者にならないので、引き渡すこともできず、これらは国際問題になっています。

10 日前の「桜の会」の活動中に、たまたま通りかかった高校生が 1 歳の時に、母親と離れ離れになり、「十数年どこに母親が住んでいるのかも分からない。お母さんに会いたい。」と声をかけてくれ、私達と一緒に活動してくれました。同居親の父親に母親のことを聞いても、知らないと言われ、母親の名前しか知らないそうです。

このように単独親権制度の弊害で、子どもは同居親の顔色を見てしまい、我慢して暮らしています。

先月、共同養育支援議員連盟で、事務局次長の日本維新の会・梅村みずほ参議院議員に「共同親権」の陳情に、虚偽 DV や親権を取られ、愛するわが子に会えない当事者の皆さんと同行しました。

その時の当事者、男性の話です。子どもと奥さんが突然、帰ってこなくなり、警察へ捜索願を出すと刑事からは「奥さんと子どもは安全な場所に居る。それ以上は言えない。本人の意思で家を出た場合は受理出来ない。」と言われ、警察は虚偽 DV かを調べる事もせず、DV での保護命令の郵便が届いたそうです。

もちろん、その男性は DV なんてしていません。

弁護士からは、母親に子どもを連れ去られた父親は勝てないと言われ、離婚調停・審判後に面会交流を申立したて、面会交流の審判では、子どもと会う事も認められず、年 3 回の写真による間接交流のみになったそうです。

資料②をご覧ください。

その郵送されてきた写真の一例です。

写真はピンボケだったり、下を向いている写真で、故意的に真正面を向いた写真を送ってきていない、としか思えない現状です。

そして、離婚訴訟では本人同士の話し合いもないまま裁判官の判断により、離婚の決定を言い渡されたそうです。

又、先日は、引き離された中学生の子どもが何年もお父さんに会えないことがつらいと自殺されました。

父親が、我が子に再会できたのは葬儀でした。と、わざわざ私に会いに来て、つらい報告をされました。不条理なことが全国各地で起こっています。

資料③をご覧ください。

配偶者間における、子の未成年者略取誘拐罪を適正に判断する事案について、伺います。

令和 4 年 2 月 21 日に、「配偶者間における、子の養育等を巡る事案に対する適切な対応について」と、題する、事務連絡が警察庁 各都道府県に発出されています。

子どもの親権を奪う為に、暴力をふるっていないのに DV されたと虚偽の報告をする、でっちあげ DV・虚偽 DV を悪用して、DV 支援措置の申し出をする実例が全国で多発しています。お伺いします。

質問 1—①：市役所の窓口で DV されたと申し出があった場合、窓口ではどのように対応されますか。

次に、「児童相談所といくしあと教育委員会の連携について」伺います。

本市では、令和8年度に児童相談所・子ども家庭センターの運営開始を予定しています。

以後、児童相談所のことを児相と言います。

子どもの命を最優先に、虐待の可能性が否定できない時に、迷わず通報をすることは大切です。

しかし、虐待の事実がないにも関わらず、一時保護が行われているケースがあります。

一時保護は児童福祉法33条3項により「必要があると認めるとき」には、延長をすることや親の同意がなくても措置ができる為、ある日突然、保護されるケースがあります。

児童福祉法は、「親権者の意に反する」場合は2か月ごとに家庭裁判所の承認を得なければ延長できない旨を定めています。

よって、児相は、2か月を超えて保護する場合は親権者に事前に「同意」を求める運用になっています。

大阪の一例ですが、今年3月、大阪地裁は4年前の事案で一時保護の継続と面会制限について、児相の対応は違法だったと判断されました。

そして5月31日の大阪府議会で児相を管轄する、大阪府の対応が問われました。

大阪府の吉村知事は一時保護された、子どもについて、親子の面会を2か月間認めなかった児相の対応をめぐり、「親と子の面会・通信の制限はできるだけ限定的であるべきと考えます。」と答弁されました。

今から本市で起きた事例をお話しします。

本市の児童が家庭内の物を日頃から盗むので母が注意をしたところ、癩癩を起しベランダに出て「助けて」と騒ぎました。母親は疲れ果て、育児の限界を感じ、どこに相談していいのかわからず、児童養護施設に電話をしました。電話を受けた児童養護施設の職員から児相にかけるように言われ相談し、子どもは一時保護となりました。

面談で支援者を探すように言われ、同僚でお付き合いのある男性（以後、彼と言う）を推薦しましたが、子どもが彼を良く思っていないと、母の兄が支援者になりました。

一時保護が今年1月に解除され、2月の出来事です。子どもが彼の家に行くと言って出かけ、そのまま彼の家のリビングのソファで寝てしまったので、翌日に学校があるため、彼が朝6時に母親の自宅に連れて帰る予定でした。

しかし、朝5時過ぎに子どもが起きてきて、家に帰りたいと、泣きだしました。

彼が、まだ早いから6時になったら送ると言い、寒かったため彼の布団に入るように促しました。

子どもは布団に入り、泣いていたので親が子どもを抱きしめるようにあやしたそうです。

この出来事を、子どもが学校で話したところ、学校から児相へ連絡が行き、子どもは一時保護されました。

そして、この件が「強制わいせつ罪未遂」となり、3月23日に彼は逮捕され、10日もの期間拘留されました。この方は数百万円支払い、私撰弁護士を入れられたので早く釈放されましたが、本来であれば、もっと長期間拘留されていたと思います。

その後、児相との保護解除に向けた誓約書の内容に、母は納得がいかずサインをしていません。そのため、保護解除に向けた検討会は未だ開かれておらず、5月中に、お子さんは自宅に戻れる予定でしたが、一時保護が継続中です。

一時保護の判断が妥当だったのでしょうか。

子どもは自分を良く見せようと話を作り変える事もあるでしょうし、問題家庭という学校の思い込みもあったのではないかと思います。

子どもも彼が逮捕されるという大事になり、引くに引けなくなったかもしれません。

子どもの気持ちは都度都度で変わります。

今回のケースは、子どもから話を聞いた学校側が性的被害があったと通報し、逮捕に至るまでになりました。

2 か月を超えて長期間に及んだこと、本当に性的虐待がされていたのか、今回のケースのように実態、事実確認をするべきと考えます。

3 回目の母子面談で彼からの手紙を読み、彼と一緒に来ていることを伝えると、

子どもは泣いて彼に会いたいと言いました。

児相の職員は焦った様子で「ずっと逮捕されてたらいい、って言ってたよね。会いたくないって、言ってたよね。」と強い口調で言ったそうです。私もこの日、児相に同行し、待合室で待っていました。

児相の担当者との、やり取りを聞いていましたが、これまでの過去の対応が問題であったのではないかと感じています。

今までのやり取りの中で、食い違いがあまりにも多すぎます。

些細なことであっても、まずは子どもを虐待から守るために通報することが第一ですが、担当者によってとらえ方が違いますし、様々なケースがあり、対応も難しいことは理解しています。ここで、お尋ねします。

質問 2 - ①：児相は学校と連携する、と何度も言われていましたが、一度も

保護者にも子どもにも連絡がないまま、約 4 か月も学校から閉ざされたままです。

新年度になり、担任やクラスは何組になったのか等の報告が、学校から全くないとお聞きしました。

児童には学習の機会が失われています。

義務教育を受けさせないことは憲法違反であり、虐待にあたりませんか。フォローもなく、保護解除されて通常の生活に戻れるとお考えでしょうか。

2 問目からは一問一答にて行います。

【一問一答】

質問 1-②：配偶者暴力相談支援センターで発行される申出書は、立証する診断書や暴力による証拠写真がなくても発行されると聞いておりますが事実でしょうか。

質問 1-③：住民基本台帳事務において、支援措置申出書が提出された際には、その内容の真偽を判断されているのでしょうか。

質問 1-④：支援措置の申し出が事実と異なっていた場合、申し出者に対する罰則と本市の責任はどうなるのでしょうか。

私もメンバーである、「別居・離婚後の親子関係を考える地方議員の会」が4月17日発足されました。また、4月22日に、共同養育支援・議員連盟が、共同親権を認める制度の導入を求める提言書を古川法務大臣に提出されています。

私もDV被害者でしたから、双方の気持ちはよく理解しています。

離婚の原因にDVがあった場合を除き、共同親権・共同養育を認めるべきだと思います。

子どもの連れ去りや親子関係の断絶は、日本の現行の制度を改正するしかないと思います。

質問 1-⑤：市長のご見解をお聞かせいただけますでしょうか。

次に、「児童相談所といくしあと教育委員会の連携について」お伺いします。

児童1人1人に配布されているタブレットを利用して、一時保護所で使用が出来ているものだと思っていましたが、使えないと知りました。

ネット通信により、避難している子どもの居場所が特定できることや個人的にWI-FIを使えないとの理由から、だそうです。お伺いします。

質問 2-②：学校復帰した時に、子どもが授業に遅れないために、一時保護所の中でのタブレットを使用したオンライン授業も必要だと思いますが、ご見解をお聞かせ下さい。

質問 2-③：臨床心理士は、施設で子どもと関わりますが、子どもは環境によって言葉を変えます。身体的な訪問看護ではなく、心理的ケアのできる、精神科の訪問看護師が、児相や一時保護、自宅に戻った時に入る仕組みを検討されてみては、いかがでしょうか。

質問2-④：今回のようなケースは、どこに相談するのが正しかったのでしょうか。
また納得できない時は、いくしあは間に入って対応をしてもらえるのですか。

質問2-⑤：どこに助けを求めたら良いのか、いくしあが存在も知らなかった、孤立していて情報が遮断されている方や同じように苦しんでおられる保護者は多くおられます。
いくしあの知名度は低く、世間に知ってもらうための対策はお考えですか。

明石市は国に先駆けて、児相の妥当性を審査する、全国初の第3者が審査する制度を昨年から実施されています。

そして、昨日タイムリーなニュースで、参議員本会議で「児童福祉法等の一部を改正する法律」が可決成立しました。

「一時保護」の手続きの際に、裁判官が審査することなど児相が提出する資料に基づいて、一時保護の可否を審査すると定め、妥当でないと判断した場合、請求を却下して一時保護を解除する。という内容です。

3年以内に施行されるとのことですが、今回の事案等、保護者とのトラブルが防げる効果が期待できます。

本市に児相が設置された時に、今回のこのような問題が起こらないように、関係者が連携して相談者に寄り添って支援をしていただけるように、お願いします。